

1 5 長 号 外  
平成16年2月19日

介護保険事業者各位

いわき市長 四家啓助  
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の事故発生時の対応及び  
事故再発防止等について(通知)

介護保険施設等における事故発生時の対応については、平11厚生省令第39号等により市町村や家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされておりますが、このたび、福島県から介護保険施設等の事故発生時の連絡及び報告等の措置並びに事故の再発防止及び予防についての指導方針が示されたことから、本市における対応等を別紙のとおり整理いたしましたので、適切な対応をお願いいたします。

また、前述した福島県の事故発生時等の指導方針についても別添のとおり送付いたしますので、適切な対応を重ねてお願いいたします。

なお、同一所在地に複数の介護保険事業所が指定されている場合は、そのうちの一箇所の事業所に当該通知を送付いたしますので、他事業所にも周知くださいますよう併せてお願いいたします。

(事務担当：保健福祉部長寿介護課介護支援係 電話 22 - 7467)

(別紙)

## 1 事故の定義

介護サービスを提供する過程において発生した全ての異常事態で、利用者に身体的又は精神的な被害が生じたもの。これは、施設(事業所)の過誤・過失の有無に関わらず、病気による身体状況の急変等も含む。

## 2 事故発生時の対応

### (1) 利用者の家族等への連絡

全ての事故について、利用者に対しての応急措置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等に事故の発生状況及び今後の対応等について説明する。また、指定居宅サービス事業者にあつては、担当の介護支援専門員にも連絡する。

### (2) 市への連絡

骨折、入院加療を要する事故等、利用者の要介護認定に影響を及ぼす可能性のある事故について、事故発生過程も含めた事故の概要、利用者に対しての措置、家族等への連絡状況について、速やかに市(保健福祉部長寿介護課介護支援係)へ書面をもって連絡する。

### (3) 記録

事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をするとともに、2年間保存する。

## 3 事故再発防止等について

### (1) 緊急時体制等の整備

事故発生時に備え、緊急時の連絡網も含む体制やマニュアルを整備し、職員間に周知しておくこと。

### (2) 再発防止策

事故発生後は、事故検討委員会等によりその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。なお、上記2(2)により市に連絡した事故については、原因及び再発防止策等を市へ書面をもって報告する。ただし、病気による身体状況の急変等その発生が介護サービスの提供と明らかに関係しないものについてはこの限りでない。

## 4 根拠法令等

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 指定介護老人福祉施設  | 平11厚生省令第39号、平12老企第43号通知 |
| (2) 介護老人保健施設    | 平11厚生省令第40号、平12老企第44号通知 |
| (3) 指定介護療養型医療施設 | 平11厚生省令第41号、平12老企第45号通知 |
| (4) 指定居宅サービス事業所 | 平11厚生省令第37号、平11老企第25号通知 |